

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和8年9月1日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院診療計画等について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束最小化の基準を満たしております。

施設基準承認事項

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、当院が九州厚生局長に届出を行い、承認を受けている事項は、以下の通りです。

基本診療料

継続的に賃上げに係る取組を実施している
保険医療機関の基準
電子的診療情報連携体制整備加算 3(外来)
電子的診療情報連携体制整備加算 2(入院)
精神病棟入院基本料 3
精神科急性期治療病棟入院料 1
診療録管理体制加算 2
特殊疾患入院施設管理加算
看護配置加算
看護補助加算 1（看護補助体制充実加算 1）
精神科身体合併症管理加算
精神科慢性身体合併症管理加算
精神科救急搬送地域連携紹介加算
口腔管理連携加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
データ提出加算 1, 3
精神科急性期医師配置加算 2 - ロ

特掲診療料

薬剤管理指導料
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
精神科退院時共同指導料 1・2
経頭蓋磁気刺激療法
児童思春期支援指導加算 1
心理支援加算
早期診療充実体制加算 2
通院・在宅精神療法の注 13
認知療法・認知行動療法 1
精神科作業療法
精神科ショート・ケア[大規模]
精神科デイ・ケア[大規模]
抗精神病特定薬剤治療指導管理料
医療保護入院等診療料
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料（47）

その他

入院時食事療養（Ⅰ）
酸素の購入単価